

STOP THE WAR ON CHILDREN

子どもに対する戦争を止める

兵士として利用される危機

日本語概要

Save the Children

日本語概要

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界規模での感染拡大が、子どもたちに対する戦争を中断させることはありませんでした。それどころか、2020年、紛争下で暮らす子どもの数は増加しました。

いくつかの分野では進展が見られています。2020年、国連により確認された、紛争で殺害されたり傷ついたりした子どもの数が2年連続で減少したことは特筆すべきです。しかし、他の分野では、子どもたちの状況は悪化しています。国連が定めた紛争下の子どもに対する6つの重大な侵害行為のうち、2020年に確認された、子どもの徴兵・徴用、子どもの誘拐、子どもに対する性的暴力、学校や病院への攻撃の4つの侵害行為に関する件数は増加しています。同じく重要なこととして、2020年に確認された子どもの徴兵・徴用の件数は2年連続で増加しています。

Stop the War on Children（子どもに対する戦争を止める）シリーズの最新レポートでは、子どもたちへの重大な違反行為の1つである、軍や武装勢力に兵士として利用されたり、活動に強制的に従事されたりする危険性のある子どもたちについて詳しく見ていきます。軍や武装勢力による子どもの徴兵・徴用が確認された事例は増加しており、子どもを徴兵・徴用する軍・武装勢力の数も増加しています。アフガニスタン、シリア、イエメンの3ヶ国では、紛争地域にいる子どもの大部分が徴兵や徴用の危険性があるとみなされています。

本報告書とその主な調査結果で示された、子どもに対する戦争の状況は、以下の通りです。

- 紛争地域に住む子どものうち、軍や武装勢力に徴兵・徴用される危険性がある子どもの割合は、1990年の5%未満（9,900万人）から2020年には14%以上（3億3,700万人）へと3倍に増加しています。
- 徴兵や徴用の危険性のある紛争地域に住む子どもの数は、2019年から2020年にかけて2%ポイント以上増加しました。
- 8人に1人、つまり3億3,700万人の子どもたちが、戦闘に関連した死亡者が1人以上出ており、かつ、子どもを徴兵・徴用する紛争当事者が1つ以上活動している紛争地域に暮らしています。
- 子どもを徴兵・徴用する非政府武装勢力の数は2019年の85から2020年の110に増加した一方、徴兵や徴用を行う政府軍・組織の数は2019年の25から2020年の22に減少しました。
- 約12億6,500万人の子ども（全世界の子どもの54%）が、1つ以上の紛争当事者が子どもたちを徴兵・徴用したと報告された39ヶ国のいずれかに住んでいます。
- 2020年、紛争当事者による子どもの徴兵・徴用が報告された紛争地域に住む子どもの割合が最も高い国は、アフガニスタン、シリア、イエメンの3ヶ国で、これらの国のほぼすべての子どもたちが武装集団による徴兵・徴用の危険にさらされていました。アフガニスタンでは98%の子どもが、シリアでは97%の子どもが、イエメンでは89%の子どもが徴兵・徴用の危険にさらされていました。
- 国連の発表によると、2020年に確認された徴兵・徴用の件数の割合は男子が85%、女子が15%です。
- 2020年、「高強度紛争地域」といわれる、戦闘に関連する死者が年間1,000人を超える紛争地域で生活する子どもの数は、2019年の1億6,200万人から19%増加し、約1億9,300万人となりました。
- 2020年には6人に1人、つまり約4億5,200万人の子どもたちが紛争地域で暮らしており、2019年の4億2,900万人から5%増加しました。
- 2020年には、過去20年間のどの時期よりも多くの子どもたちが紛争地域で生活していました。

提言

国際社会として、私たちはこのような子どもたちに対する戦争を止めなければなりません。各国は、最も疎外されている子どもたちを、軍・武装勢力による徴兵や徴用から守らなければなりません。そして、国連安全保障理事会の各国メンバーは、その力を用いて、子どもに対する重大な侵害行為の加害者に責任を負わせる必要があります。
セーブ・ザ・チルドレンは各国政府に次のように呼びかけます。

1 紛争下における行動基準を遵守する

- 武力紛争への子どもの関与に関する国連子どもの権利条約の選択議定書を批准し、完全に実施すること。この選択議定書では、武装勢力への勧誘について、「ストレート18」（18歳未満の徴兵を禁止）を原則とすることを求めている。
- パリ原則およびパリ・コミットメントへの賛同及び実施と、また他国がこれに従うことを支援すること。
- 学校保護宣言および国連安全保障理事会決議第2601号への賛同と実施、また他国がこれに従うことを奨励、支援すること。
- 子どもの権利が尊重されているかを確認するため、テロ対策や暴力的過激主義の防止のためのアプローチを見直し、武装勢力との関連性の有無にかかわらず、何よりもまず、子どもが子どもとして、そして子どもの権利侵害の犠牲者として扱われるようにすること。
- 子どもを保護するため、国家、国連、NGO、非政府武装勢力の対話を促進し、非政府武装勢力が、子どもの徴兵や徴用、その他の重大な侵害行為を行わないための行動計画、政策、行動規範を策定するよう支援すること。武装勢力との対話を制限することで、子どもたちへの人道的・人権的活動が阻害されないようにすること。政府軍および同盟国が、（軍事行動による）巻き添え被害を評価することで軍事行動によって生じる副次的な影響を理解・考慮するよう、軍事行動の指針、訓練、その他の措置を強化すること。また副次的な影響を減らすための措置を講じ、国際的に合意された基準に従って死傷者を記録すること。
- 国際的な武器の移動や搬送、その他の軍事サービスの提供を規制し、その透明性を向上させ、国際的な法的・規範的基準の尊重を明確な条件とすること。方針として、いかなる国家も、6つの重大な侵害行為を行っていると国連事務総長がリストアップしている場合、または兵器が子どもに対する権利侵害を行うことを目的として使用される可能性があるという信頼できる証拠がある場合は、それらの行為主体に対し武器、軍事機器、サービスの販売を許可しないこと。さらに、すべての国が武器貿易条約に署名・批准し、条約の締約国はその義務を完全に遵守すること。
- 国連、アフリカ連合、欧州連合、北大西洋条約機（NATO）、その他の地域レベルの組織の軍隊に子どもの保護の専門家を配置すること。
- 財産の差し押さえ、銀行口座の凍結、渡航禁止などの措置を講じ、紛争下で子どもの権利を侵害した個人の加害者に対処するための国レベルの制度を策定および活用すること。また、第三国での子どもの権利の重大な侵害を調査し、国内法廷で起訴するための資金・人材を国家の犯罪対策機関に提供すること。
- 学校再開に向けた安全な環境を確保するために、行動規範を策定し、その実施に当たっては、紛争当事者、コミュニティ、子どもたちと協議すること。
- 国連総会に対し、国際人道法違反、人権侵害、特に子どもの権利の侵害に関する証拠を収集、集約、保存、分析するための、常設で公平かつ独立した国際的なメカニズムを設立するよう働きかけること。
- 学校再開前、再開中、再開後における教育への攻撃を防ぎ、その影響を緩和するため、ジェンダーに配慮したリスク評価と学校の安全計画を策定し、実施すること。

2 子どもの権利の侵害をした加害者に責任を果たさせる

- 子どもたちを違法に徴兵・徴用した責任者、またはその他の重大な侵害行為を侵した責任者が罪に問われない状態を終わらせることを約束し、紛争下における子どもの権利の侵害に関する国連の体系的な監視と報告を資金面および外交面で支援すること。重大な侵害に関する年齢と性別ごとのデータの追跡、および加害者の完全かつ正確で公平なリスト化に対しても支援すること。

3 子どもたちを保護し、その回復を支援するための具体的な行動をとる

- 徴兵や徴用に応じざるを得ないような脆弱性を生み出し、安全で長期的な家族や地域との再統合を阻む原因となる構造的、社会的、個人的な要因に対処すること。また武装勢力による子どもの徴兵と徴用に対処せず、また、影響を受けた子どもへの支援を行わないことが、社会の安定性と安全性に即時的および長期的な影響を与えることを認識すること。
- 紛争下の子どもの権利侵害の事案を起訴するための国際的なメカニズムを支援すること。このメカニズムへの支援には、国際刑事裁判所および特別法廷等の臨時の司法メカニズムへの支援、国際調査においてジェンダーに配慮し、子どもに特化した専門性を確保するための資金・人材支援が含まれる。
- 人道支援、及び難民支援計画における、ジェンダーの変革を促す子どもの保護プログラムやジェンダーに基づく暴力の予防・軽減・対応のため、緊急に必要とされる、柔軟な支出が可能な資金を拡大すること。
- 紛争の影響を受ける地域の教育システムを強化するため、緊急時の教育プログラムに十分な資金を提供するとともに、教育に対する攻撃を減らし、対応すること。
- 子どものニーズに対応した総合的な対応策を確立すること。これには、子どもの保護に関する報告、適切な場所に子どもをつなぐこと（リファーラル）、学校を中退するリスクのある子ども（特に女子）を特定するためのモニタリングシステムの構築などが含まれる。



ンジトンダさん*（14歳）は、コンゴ民主共和国東部で武装勢力に徴兵されました。彼は後に武装勢力から逃げ出すことに成功しました。

写真: HUGH KINSELLA CUNNINGHAM/ SAVE THE CHILDREN

セーブ・ザ・チルドレンは、すべての子どもたちの可能性が発揮できるよう支援を実施しています。子どもたちが安全で健康に過ごし、学び続けられるよう世界100ヶ国以上で支援しています。肺炎や飢餓、紛争下の子どもの保護など、大きな問題に率先して取り組み、子どもたち一人ひとりのニーズに確実に応えています。しかし、このような活動は私たちだけではできません。私たちは、子どもたちやパートナー、支援者とともに、すべての子どもたちが「なりたい自分」になれるように活動を続けています。

本報告書では、個人情報保護のため、*印のついた名前を一部変更しています。

Save the Children © 2021

この出版物は著作権で保護されていますが、教育目的であれば、いかなる方法でも手数料や事前の許可なく複製することができますが、再販はできません。それ以外の目的で複製する場合は、事前に出版社から書面による許可を得なければならず、手数料が発生する場合があります。

Cover art and design by Kristoffer Nilsen
Typeset by GrasshopperDesign.net

Save the Children